

家畜伝染病(法定伝染病)一覧

家畜伝染病予防法第2条及び家畜伝染病予防法施行令第1条関係

家畜伝染病の種類	家畜の種類	
	法2条	施行令第1条
牛疫	牛、めん羊、山羊、豚	水牛、鹿、いのしし
牛肺疫	牛	水牛、鹿
口蹄疫	牛、馬、めん羊、山羊、豚	水牛、鹿、いのしし
流行性脳炎	牛、馬、めん羊、山羊、豚	水牛、鹿、いのしし
狂犬病	牛、めん羊、山羊、豚	水牛、鹿、いのしし
水泡性口炎	牛、馬、豚	水牛、鹿、いのしし
リフトバレー熱	牛、めん羊、山羊	水牛、鹿
炭疽	牛、馬、めん羊、山羊、豚	水牛、鹿、いのしし
出血性敗血症	牛、めん羊、山羊、豚	水牛、鹿、いのしし
ブルセラ病	牛、めん羊、山羊、豚	水牛、鹿、いのしし
結核病	牛、山羊	水牛、鹿
ヨーネ病	牛、めん羊、山羊	水牛、鹿
ピロプラズマ病(省令で定める病原体に限る)※1	牛、馬	水牛、鹿
アナプラズマ病(省令で定める病原体に限る)※1	牛	水牛、鹿
伝達性海綿状脳症	牛、めん羊、山羊	水牛、鹿
鼻疽	馬	
馬伝染性貧血	馬	
アフリカ馬疫	馬	
小反芻獣疫	めん羊、山羊	鹿
豚コレラ	豚	いのしし
アフリカ豚コレラ	豚	いのしし
豚水泡病	豚	いのしし
家きんコレラ	鶏、あひる、うずら	七面鳥
高病原性鳥インフルエンザ	鶏、あひる、うずら	きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥
低病原性鳥インフルエンザ	鶏、あひる、うずら	きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥
ニューカッスル病(病原性が高いものとちて省令で定めるものに限る)	鶏、あひる、うずら	七面鳥
家きんサルモネラ感染症(省令で定める病原体に限る)※1	鶏、あひる、うずら	七面鳥
腐蛆病	蜜蜂	

家畜の種類欄に掲げる動物において、家畜伝染病と診断した場合に、届出が必要となります。

※1 家畜伝染病予防法施行規則第1条関係

ピロプラズマ病	バベシア・ヒゲミナ、バベシア・ホービス、バベシア・エクイ バベシア・カハリ、タイレリア・ハルバ、タイレリア・アヌラ
アナプラズマ病	アナプラズマ・マージナレ
家きんサルモネラ感染症	サルモネラ・エンテリカ(血清型がガリナルムで、生物型が プロラム又はガリナルムであるもの)